

令和7年度事業計画

当協議会は、滋賀県交通対策協議会の実践機関として設置されており、その事業内容は、県協議会の主唱する「令和7年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動」実施要綱に基づく事業を主たる実施事業とし、さらに地域の実情に即した内容で、具体的かつ効果的な地域交通安全対策を決定、実施を図る機関です。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のために、「協働」による安全な地域交通環境の確立を基本理念として、関係機関、団体、企業、学校、地域が緊密に連携し、ひとりひとりが交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの遵守を徹底し、効果的な交通事故防止活動に取り組みます。

本年度におきましても、この目的を達成するために「マナーアップ くさつ りっとう」をスローガンに

- 1 子どもおよび高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者および自転車の安全確保
- 3 生活道路および交差点における安全確保
- 4 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

を重点推進事項とした活動を展開します。

1 運動の重点推進事項

(1) 子どもおよび高齢者の交通事故防止

- ① 参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
- ② 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路やキッズ・ゾーン等における交通安全対策の推進
- ③ 高齢者の交通安全諸活動参画意識の醸成
- ④ 交通危険箇所等における保護誘導活動の実施
- ⑤ 夕暮れ時や夜間における明るい服装や反射材着用の促進
- ⑥ 高齢者居住家庭に対する訪問指導活動の推進
- ⑦ 子どもおよび高齢者を守る運動の推進
- ⑧ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進
- ⑨ 高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行
- ⑩ 運転免許証自主返納高齢者支援制度の周知と自主返納しやすい環境づくり
- ⑪ 高齢者講習等の周知と効果的实施

(2) 歩行者および自転車の安全確保

- ① 横断歩道付近での「横断歩道は歩行者優先」の啓発
- ② 参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
- ③ 飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守
- ④ 歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の促進
- ⑤ 自転車は車両であることの周知および令和4年11月に改正された「自転車安全利用五則」に基づく正しい交通ルールとマナーについての指導

- ⑥ 自転車の安全点検、整備の促進（TS マークの普及）
- ⑦ 自転車の損害賠償責任保険・共済の加入義務の周知と加入促進
- ⑧ 全ての自転車利用者のヘルメット着用の推進
- ⑨ 自転車安全利用指導員による交通安全教育の推進
- ⑩ 自転車（自動車等も含む）の前照灯早め点灯の励行
- ⑪ 夜間における歩行者および自転車の早期発見に向けた自動車運転者等による前照灯（ハイビーム）の切り替えの推奨
- ⑫ 安全なビワイチの推進
- ⑬ 歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導
- (3) 生活道路および交差点における安全確保**
 - ① 生活道路等における交通危険箇所の点検、整備による事故防止対策の推進
 - ② 「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の徹底
 - ③ 交差点での信号遵守と一時停止および確実な安全確認の実施
 - ④ 交差点での「止まる・見る・待つ」の励行
 - ⑤ 生活道路における近隣住民の交通安全を確保する安全運転の徹底
- (4) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底**
 - ① 全席シートベルト着用とチャイルドシートの使用義務を呼びかける広報・啓発活動の徹底
 - ② シートベルト着用効果の理解を促す、参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催
 - ③ チャイルドシートの効果や、正しい取付け方法の周知を図る講習会の開催
- (5) 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶**
 - ① 飲酒運転、妨害運転等の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底
 - ② 「飲酒運転、妨害運転等をしない、させない、許さない」環境づくり
 - ③ 参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催
 - ④ ハンドルキーパー運動への参加促進
 - ⑤ 酒類提供飲食店等における運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底
 - ⑥ 飲酒時における公共交通機関（鉄道、バス、タクシー）の利用促進
 - ⑦ 家庭・地域・職場等それぞれの立場で、飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険性について話し合いの実践

2 運動の一般推進事項

(1) 交通安全教育活動

■家庭では

- ① 「横断歩道は歩行者優先」の周知、全席シートベルト・チャイルドシート着用の推進、夜間における反射材の活用を図るとともに、身近で起きた交通事故事例などについての話し合いの実践
- ② 外出する人への声かけなど、家族ぐるみで交通ルールやマナーの遵守意識の高揚を図る
- ③ 高齢ドライバーへの運転免許証自主返納も含めた交通事故防止についての話し合いの実践

■地域・職域・学校等では

- ① それぞれの実態に即した自主的な交通安全教育活動の展開
- ② 各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ

- ③ 「交通安全教育指針」に基づく階段的、体系的な交通安全教育の推進
- ④ 園児、児童、生徒や高齢者を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催
- ⑤ 自主防犯、防災組織と連携した交通安全教育活動の推進
- ⑥ 自転車の安全な利用に向けた正しいルール の周知徹底

(2) 街頭活動の推進

■地域・職域・学校等では

- ① 各推進機関、団体や関係ボランティアの連携により、交通安全強調日（月）を重点とした街頭指導、啓発活動の強化
- ② 地域交通安全活動推進委員、子ども安全リーダー、スクールガードなどの子どもを見守る組織やPTA等と連携した、通学路・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化
- ③ 安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の醸成

(3) 広報啓発活動

■地域・職域・学校等では

- ① 推進機関、団体のそれぞれの特性を活かした、広報紙（誌）、広報車、社内放送、校内放送、ホームページなどの各種媒体を活用した交通安全広報活動の積極的推進
- ② 交通安全強調日（月）や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲示等による啓発活動の強化

3 主な事業

学区別事故防止啓発運動

令和7年4月1日（火）～
令和8年3月31日（火）

春の全国交通安全運動 街頭啓発 令和7年4月4日（金）

南草津駅前東口広場および西口広場

自転車交通安全マナーアップ重点校事業

令和7年5月1日（木）～令和8年2月28日（土）
草津市立松原中学校、草津市立高穂中学校、栗東市立栗東中学校

全 体 会

（学区別事故防止啓発運動表彰式）

令和7年5月22日（木）
草津市役所 2階特大会議室

交通安全シニアカレッジ 開校式

令和7年5月29日（木）
草津市役所 2階特大会議室

秋の全国交通安全運動 街頭啓発

令和7年9月19日（金）
栗東市役所周辺

年末の交通安全県民運動 街頭啓発

令和7年12月

交通安全シニアカレッジ 閉校式

令和7年11月20日（木）
栗東市総合福祉総合センター
（なごやかセンター）

5 運動などの名称・期間

（1）年度を通じて実施する運動

- ① 横断歩道利用者ファースト運動
- ② 近江路交通マナーアップ運動
- ③ 高齢者「三方よし」運動
- ④ 前照灯早め点灯運動

（2）期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（日）から 4月15日（火）まで
夏の交通安全県民運動	7月15日（火）から 7月24日（木）まで
秋の全国交通安全運動	9月21日（日）から 9月30日（火）まで
年末の交通安全県民運動	12月1日（月）から 12月31日（水）まで
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和8年3月15日（日）から 令和8年4月15日（水）まで

(3) 交通安全強調日 (月)

名称	実施日 (月)	備考
交通安全啓発日 自転車安全利用日	毎月 1 日	1 日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近畿交通安全日 高齢者交通安全の日	毎月 1 5 日	
シートベルト・チャイルドシート 着用啓発日	毎月 2 0 日	2 0 日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日	毎月 2 5 日	2 5 日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
ノーマイカーデー (公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日	毎月第 4 金曜日	
自転車安全利用月間	5 月 (1 か月間)	自転車の安全利用啓発活動を実施
交通事故死ゼロを目指す日	4 月 1 0 日 (木) 9 月 3 0 日 (火)	